

措置の通知書

青市監報告第 266 号関係分

保健部

指摘事項	措置状況
<p><b>【保健予防課】</b></p> <p>□ 最低制限価格調書の予定価格、最低制限価格の記載に誤りがあった。</p>	<p>□ 令和 4 年度青森市保健所空調設備保守点検業務について、予定価格（税抜）を記載する際に誤記したため、予定価格（税込）に対する最低制限価格の計算が合わないまま、入札を執行しました。</p> <p>今回は正しい予定価格、最低制限価格としても入札結果に影響はなかったものの、場合によっては落札者を誤りかねないため、今後は、最低制限価格調書記入の際、決定した予定価格（税込）及び予定価格（税込）を担当者が再計算し、記載に誤りがないことを確認した上で予定価格設定者（専決者）に押印してもらうこととし再発防止に努めます。</p>

措置の通知書

青市監報告第 266 号関係分

総務部

指摘事項	措置状況
<p><b>【管財課】</b></p> <p>□ 最低制限価格調書に最低制限価格が記載されていなかった。</p> <p>□ 2 年より前に締結した契約を実績として、契約保証金を免除していた。 ＜青森市財務規則第 134 条第 1 項第 4 号＞</p>	<p>□ 本来は、入札時に「最低制限価格（税込）」について記入すべきものでしたが、入札に当たっては「最低制限価格（税抜）」で判断することから、記入をせずに手続きを進めてしまったものです。また、「入札執行者」の欄についても、入札時に記入を失念していたものです。</p> <p>　　今後は、立会人と複数による確認を徹底し、再発防止に努めます。</p> <p>□ 契約日から 2 年より前に締結した契約であっても、2 年以内に履行が完了しているものについては実績にできると認識を誤って手続きしたものです。</p> <p>　　当該契約は、令和 5 年度の契約のため、契約保証金の手続きを適正に修正いたしました。</p> <p>　　今後は、「青森市財務規則」や「契約事務の手引き」を再確認するほか、複数の職員による確認を徹底し、再発防止に努めます。</p>

措置の通知書

青市監報告第 266 号関係分

浪岡振興部

指摘事項	措置状況
<p><b>【都市整備課】</b></p> <p>□ 公園使用料の徴収について、条例の規定と異なる納期限を設定していた。 ＜青森市都市公園条例第 20 条第 1 項＞</p> <p>□ 市営住宅駐車場除排雪業務補助金の交付額確定に係る審査が不適切であった。 ＜令和 4 年度青森市営住宅駐車場除排雪業務補助金交付要綱第 3 条＞</p>	<p>□ 公園使用料の納期限については、青森市都市公園条例により「公園の使用の許可の際徴収する」こととなっていますが、道路占用料の納期限と混同し、許可日から 1 月以内としていました。 　　今後は、納期限を課内の職員複数人で確認をし、納入通知書を発行します。</p> <p>□ 3 月末日における駐車場利用者数に変更が見込まれなかったことに伴い、3 月末日に駐車場使用料が納付されると見込んで補助金交付額を確定していました。 　　今後は、対象期間末日の納付を課内職員複数人で確認後、交付金額の審査及び確定を行います。</p>

措置の通知書

青市監報告第 266 号関係分

農林水産部

指摘事項	措置状況
<p><b>【農業振興センター】</b></p> <p>□ 納入通知書の納期限が設定されていなかった。 ＜青森市財務規則第 40 条第 2 項＞</p>	<p>□ 生産物売払につきましては、購入者が納入通知書を受領後に直ちに納付手続きを行うとのことだったため納期限を設定せずに処理を行い、納付書を手渡す際に口頭で納期限を伝える対応を行っていたものです。</p> <p>今後につきましては、青森市財務規則に基づき、適正に納期限を設定します。</p> <p>今回の問題点を所内全職員に周知したほか、今後は同様の事案が発生しないよう、生産物売払に係る納入通知書を発行する際は、納入期限等記載内容の複数職員によるチェック体制の強化を図り、再発防止に努めてまいります。</p>
<p>□ 納入通知書の納期限が 15 日を超えて設定されていた。 ＜青森市財務規則第 40 条第 2 項＞</p>	<p>□ 弘前大学からの負担金につきましては、大学からの入金予定の連絡に基づき調定を行いましたが、その際、事前に大学の支払いを行う際の定例日が月末締め翌月末払いと決まっていることを確認していたため、大学の入金予定に納期限を合わせたことによるものです。</p> <p>生産物売払につきましては、遠方へのキク苗の売払いであったため、輸送に伴う不具合等も鑑み、購入者からの納品確認の連絡を待つて調定を行いましたが、その際、納期限につきましては、購入者の希望に合わせたことにより、規則に定</p>

(別紙)

める納期限を超えて設定していたものです。

今後につきましては、青森市財務規則に基づき、適正に納期限を設定します。

今回の問題点を所内全職員に周知したほか、今後は同様の事案が発生しないよう、納入通知書を発行する際は、青森市財務規則に基づく納入期限等、記載内容の複数職員によるチェック体制の強化を図り、再発防止に努めてまいります。